

## 業務委託に関する約款

モトライドツアーズ株式会社(以後「当社」という。)が締結するツーリングイベントの企画及び実施業務に関する契約は、この約款の定めるところによる。この約款に定めのない事項については、法令又は一般に確立された慣習による。

### 第1条(目的)

委託者は、本約款の定めるところにより、委託者が実施するツーリングイベントの企画及び実施(以下「本件業務」という。)を当社に委託し、当社はこれを受託する。

### 第3条(委託料)

本約款に基づく委託料の金額は別表のとおりとする。

2 本件業務の遂行に必要な費用(昼食代、保険料、施設入場料等)は、前項に定める委託料に含まず、別途委託者が負担することとし、委託料支払時に精算する。

### 第4条(業務完了報告書)

当社は、本件業務を完了したときは、遅滞なく委託者に対して業務完了報告書を提出する。

2 委託者は、前項の業務完了報告書の提出を受けた日から10日以内に業務完了の確認、検査を行う。

3 当社は、前項の結果不合格となり、委託者から期限を指定して補正を命じられたときは、自己の負担で指定期限内に補正して、委託者の確認、検査を受けなければならない。この場合における委託者の確認、検査については、前2項の規定を準用する。

### 第5条(委託料の支払)

当社は前条に定める検査に合格した後に、委託料(既に支払済の額があるときは、当該支払済額を控除した額)の支払いを請求することができる。

2 委託者は当社の請求により必要があると認められる金額については、前項の規定にかかわらず前金払いをすることができる。

3 委託者は、第1項及び第2項の規定による請求があったときは、その日から起算して30日以内に当社に委託料を支払うものとする。

### 第6条(再委託の原則禁止)

当社は、委託者の事前の承諾を得た場合を除き、本件業務を第三者に再委託することができない。

### 第7条(権利義務の譲渡)

委託者および当社は、本約款に基づく契約(以後「契約」という。)により生ずる権利の全部または一部を、第三者に譲渡または担保の目的に供してはならない。また、本約款および個別約款より生ずる義務の全部または一部を、第三者に引き受けさせてはならない

## 第8条(秘密情報)

本約款における秘密情報とは、本件業務に関連した技術・営業等に関する一切の情報のうち、委託者および当社が相手方から秘密である旨を明示して開示されたものをいう。ただし、次の各号の一に該当するものは、この限りでない。

- (1) 開示を受ける前から自己において既に所有していた情報
  - (2) 正当な権限を有する第三者から入手した情報
  - (3) 開示を受ける前から既に公知となっていた情報、または開示を受けた後に自己の責任によらず公知となった情報
  - (4) 開示された後、その秘密情報によらず自らの開発により知得した情報
- 2 委託者および当社から相手方への秘密情報の開示は、原則として書面・図面・記録媒体等の有形物により行う。それ以外の方法によって秘密情報を開示する場合は、別途書面により当該情報の内容を特定しなければならないものとする。
- 3 委託者および当社は、事前に相手方の承諾を得ることなく、本約款の内容および秘密情報を第三者に開示してはならない。ただし、法令の定めに基づく場合または権限ある官公署から開示の要求があった場合はこの限りでない。
- 4 本約款に基づく秘密保持期間は、その情報を開示した日から10年間とする。

## 第9条(個人情報)

当社は、本件業務に関連して委託者から開示された個人情報(個人情報保護法2条1項に定められたものをいう。以下「個人情報」という)について、個人情報保護法の規定に則って取り扱うものとする。

## 第10条(損害賠償)

委託者および当社は、本約款に関して相手方の責めに帰すべき事由により損害を被った場合には、相手方に対しその賠償を請求することができる。

## 第11条(契約の解除と期限の利益の喪失)

委託者または当社は、相手方に次の各号の一に該当する事由が生じた場合は、何らの催告を要せず直ちに契約の全部または一部を解除することができる。

- (1) 重大な過失または背信行為があった場合
- (2) 支払の停止があった場合
- (3) 仮差押・差押・競売・破産・民事再生・会社更生・特別清算の申立てがあった場合
- (4) 手形交換所の取引停止処分を受けた場合
- (5) 租税公課の滞納処分を受けた場合

(6) その他前各号に準ずる契約を継続しがたい重大な事由が発生した場合

- 2 委託者または当社は、相手方に契約上の義務の不履行があり、相当期間を定めて催告したにもかかわらず是正されない場合は、契約の全部または一部を解除することができる。
- 3 委託者または当社は、第1項各号の一に該当した場合、あるいは契約上の義務を履行しなかった場合は、相手方に対して負担する一切の金銭債務について当然に期限の利益を喪失し、直ちに全額を弁済しなければならないものとする。

#### **第12条(不可抗力免責)**

天災地変、戦争・内乱・暴動、法令の改廃・制定、公権力による命令・処分、労働争議、輸送機関・通信回線の事故、原材料・運賃の高騰、為替の大幅な変動その他当事者の責めに帰すことのできない不可抗力による契約の全部または一部の履行遅滞、履行不能または不完全履行については、当該当事者は責任を負わない。

#### **第13条(協議事項)**

本約款または個別約款に定めのない事項および疑義のある事項については、委託者当社協議のうえ、決定する。

#### **第14条(裁判管轄)**

本約款に関し裁判上の紛争が生じたときには、委託者の住所地を管轄する簡易裁判所または地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。